

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

この度、東急不動産株式会社、株式会社竹中工務店、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社アインファーマシーズ、株式会社キタデンは、大規模小売店舗立地法第6条2項に基づく変更の届出を令和5年11月28日に札幌市に対して提出いたしました。つきましては、同法施行規則第11条2項に基づき、当該届出等の要旨について掲示いたします。

項目	内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称)札幌すすきの駅前複合開発計画 (<small>ココノススキノ</small> COCONO SUSUKINO) 札幌市中央区南4条西4丁目4番地1
建物設置者の名称及び所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 東急不動産株式会社 代表取締役 星野 浩明 大阪市中央区本町4丁目1番13号 株式会社竹中工務店 代表取締役 佐々木 正人 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本 哲也 札幌市白石区東札幌五条2丁目4番30号 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 淡路 英広 札幌市中央区南四条西13丁目1番8号 株式会社キタデン 代表取締役 伏木 進
変更事項	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 荷さばき施設No.1 午前6時00分から午後10時00分 荷さばき施設No.2 午前6時00分から午後10時00分 (変更後) 荷さばき施設No.1 24時間 荷さばき施設No.2 午前6時00分から翌午前1時00分
変更年月日	令和5年11月30日
変更する理由	荷さばき計画の見直しのため
掲示期間	令和6年4月5日まで

■届出書の縦覧について

札幌市役所本庁舎2階市刊行物コーナーにおいて届出書類等を縦覧しております。

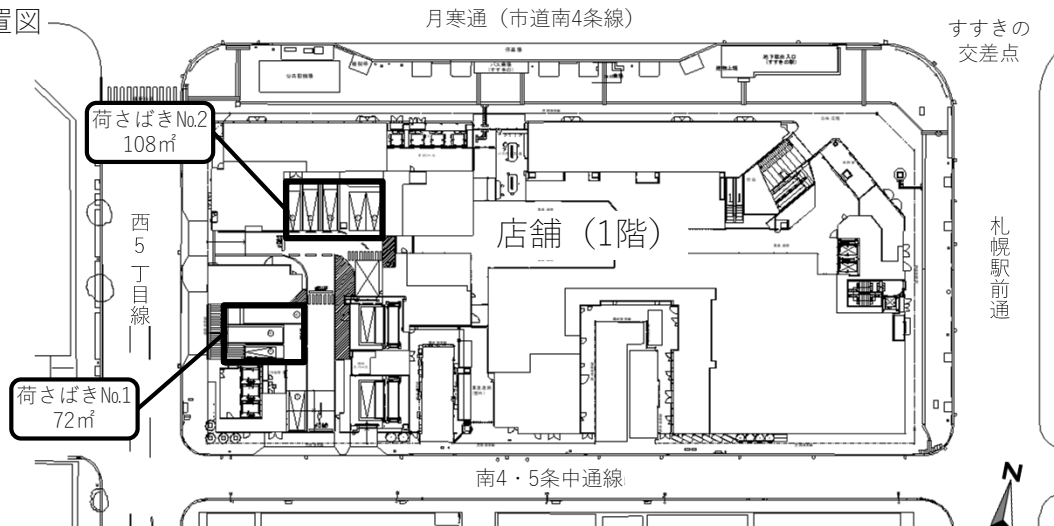
縦覧期間：令和5年12月5日～令和6年4月5日（土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

午前8時45分～午後5時15分（午後0時15分～午後1時までを除く）

■意見書の提出について

同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、当該公告（大規模小売店舗立地法変更届出）の日から4ヶ月以内に（令和6年4月5日まで）、札幌市に対して意見書を提出することができます。

建物配置図



<施設に関するお問い合わせ先>COCONO SUSUKINO (ココノススキノ) コールセンター 電話：011-596-0097

<掲示に関するお問い合わせ先>(株)ダイトク 担当：植原 はらばら 電話：03-3981-0985 (応対時間 平日9:00～12:00、13:00～17:00)